

区役所での手続き

区役所の窓口

● 総合支所

世田谷区には、地域ごとに 5 つの 総合支所があります。総合支所の 窓口では、引越しの手続きや、在留カードの 住所変更、戸籍の 届出などが できます。

・世田谷総合支所

住所：世田谷 4-22-33

電話：03-5432-1111 (代表)

世田谷区 HP 「世田谷総合支所」



・北沢総合支所

住所：北沢 2-8-18

電話：03-5478-8000

世田谷区 HP 「北沢総合支所」



・玉川総合支所

住所：等々力 3-4-1

電話：03-3702-1131

世田谷区 HP 「玉川総合支所」



・砧総合支所

住所：成城 6-2-1

電話：03-3482-1321

世田谷区 HP 「砧総合支所」



・烏山総合支所

住所：南烏山 6-22-14

電話：03-3326-1202

世田谷区 HP 「烏山総合支所」



在区政府办理的手续

区政府的窗口

● 综合支所

世田谷区有五个综合支所，分布在不同的地区。在综合支所的窗口，可以办理搬家手续、在留卡地址变更、户籍登记等。

・世田谷综合支所

地址：世田谷 4-22-33

电话：03-5432-1111 (总机)

世田谷区官网 "世田谷综合支所"



・北泽综合支所

地址：北泽 2-8-18

电话：03-5478-8000

世田谷区官网 "北泽综合支所"



・玉川综合支所

地址：等等力 3-4-1

电话：03-3702-1131

世田谷区官网 "玉川综合支所"



・砧综合支所

地址：成城 6-2-1

电话：03-3482-1321

世田谷区官网 "砧综合支所"



・乌山综合支所

地址：南乌山 6-22-14

电话：03-3326-1202

世田谷区官网 "乌山综合支所"



● 出張所

引っ越しの手続きや、在留カードの住所変更の手続きなどは、出張所でもできます。

・太子堂出張所

住所：太子堂 2-17-1

電話：03-3413-1247

世田谷区 HP 「太子堂出張所」



・経堂出張所

住所：宮坂 1-44-29

電話：03-3420-7143

世田谷区 HP 「経堂出張所」



・用賀出張所

住所：用賀 2-29-22

電話：03-3700-3657

世田谷区 HP 「用賀出張所」



・二子玉川出張所

住所：玉川 4-4-5

電話：03-3707-4946

世田谷区 HP 「二子玉川出張所」



・烏山出張所

住所：南烏山 6-2-19 烏山区民センター 1 階

電話：03-3300-5361

世田谷区 HP 「烏山出張所」



住民登録

◆ 住民登録

あなたがどこに住んでいるか、区役所に知らせることを「住民登録」といいます。

新しい家に住んでから、14 日以内に、区役所に届出を出します。日本に 3 カ月より長く住む人は必ず住民登録をします。

● 办事处

搬家手续和在留卡地址变更手续等也可以在办事处办理。

・太子堂办事处

地址：太子堂 2-17-1

电话：03-3413-1247

世田谷区官网 "太子堂办事处"



・经堂办事处

地址：宮坂 1-44-29

电话：03-3420-7143

世田谷区官网 "经堂办事处"



・用贺办事处

地址：用賀 2-29-22

电话：03-3700-3657

世田谷区官网 "用賀办事处"



・二子玉川办事处

地址：玉川 4-4-5

电话：03-3707-4946

世田谷区官网 "二子玉川办事处"



・乌山办事处

地址：南烏山 6-2-19 烏山区民センター 1 楼

电话：03-3300-5361

世田谷区官网 "烏山办事处"



居民登记

◆ 居民登记

向区政府报告您住在哪里称为“居民登记”。在新家居住后的 14 天内，向区政府申报。在日本居住超过 3 个月的人员必须进行居民登记。

住民登録を じゅうみんとろく すると、住民票が じゅうみんひょう もらえます。かね（お金が かかります）
 住民票は、じゅうみんひょう 銀行口座を ぎんこうこうざ 作るときや、仕事・学校、区役所の しごと がっこう くやくしょ てつづ 手続きなど、いろいろな時に とき 使 つか います。
 ! 在留期間の ざいりゅうきかん 更新、在留資格 ざいりゅうしかく など 在留カードの ざいりゅうかーど 手続きは しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう 出入国在留管理庁で しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう します!

転入届・転出届・転居届

住んでいる す 場所が ばしょ 変わった か ときは てつづ 手続きを てつづ します。

何の手続きを なん てつづ しますか	いつまでに いつまでに いきま いきま すか	なにを なにを 持って も いきま いきま すか	どこで どこで できますか
転入届 (海外から かいがい 世田谷 せたがや 区に く 来たとき)	世田谷区に せたがやく 来てから き 14日 か 以内 いない	・在留カード ざいりゅうかーど ・マイナンバーカード まいなんばんかーど ・パスポート ぱすぽーと	・各総合支所 かくそうごうししよ ・各出張所 かくしゅつちやうじよ ・各出張所 かくしゅつちやうじよ
転入届 (日本の にほん 他の ほか 場所 ばしょ から から 世田谷区に せたがやく 来たとき)	世田谷区に せたがやく 来てから き 14日 か 以内 いない	・転出証明書 (前に ぜん 住 す んでいた んでいた ところの ところの 役 やく 所から しよ もらいます)	※ P30、32 を み 見てください。
転出届 (世田谷区から せたがやく 海外・日本の かいがい 他の ほか 場所へ ばしょ 行くとき)	世田谷区から せたがやく 引っ越しを ひ する かまえ 日の ひ 14日前 かまえ から	・在留カード ざいりゅうかーど ・マイナンバーカード まいなんばんかーど ・資格確認書 しかくかくにんしよ ・印鑑登録証 いんかんとうろくしやう	
転居届 (世田谷区の中で引 せたがやく こ なか 越しを ひ するとき)	新しい あた 場所に ばしょ 住 す み始めてから はじ 14日 か 以内 いない	・在留カード ざいりゅうかーど ・マイナンバーカード まいなんばんかーど ・資格確認書 しかくかくにんしよ	

お問い合わせ

住民記録・戸籍課 じゅうみんきろく こせき か でんわ 電話：03-5432-2236



进行居民登记后，可以获得居民票。(需要费用)
 居民票在开设银行账户时、工作 / 学校、办理区政府的手续等各种场合使用。
 ! 办理在留期间更新、在留资格等在留卡手续，请前往出入境在留管理局!

迁入申报、迁出申报、迁居申报

当居住地点发生变化时需要办理手续。

需要什么 なん 办 お 理 り 什 し 么 の 手 て 续 つづ ？	什么时候 なん 去 こ ？	带 も 什 し 么 の 去 こ ？	在哪里 どこ 可以 で 办 お 理 り ？
迁入申报 (从海外来到 から 世田谷 せたがや 区时)	在来到 き 世田谷区后 に 14 天内	・在留卡 ざいりゅうか ・个人编号卡 こじんばんごうか ・护照 はしよ	・各综合支所区民 かくそうごうししよくうみん 窗口
迁入申报 (从日本其他 から 地方 ちほう 来到 き 世田谷区时)	在来到 き 世田谷区后 に 14 天内	・迁出证明书 (从之前 から 居住地的 きょじゅち 的 の 市政府 しやうみふ 获得)	※ 请查看第 31 页和第 33 页。
迁出申报 (从世田谷区前往 から 海外 かいがい 或日本其他 わ 地方 ちほう 时)	从世田谷区搬家之 から 日起 14 天前	・在留卡 ざいりゅうか ・个人编号卡 こじんばんごうか ・资格确认书 しかくかくにんしよ ・印章登记证 いんしやうとうろくしよ	
迁居申报 (在世田谷区内 から 搬家时)	在新地方开始 から 居住 きょじゅ 后的 14 天内	・在留卡 ざいりゅうか ・个人编号卡 こじんばんごうか ・资格确认书 しかくかくにんしよ	

问讯处

住民登记・戸籍課 电话：03-5432-2236



マイナンバー（個人番号）

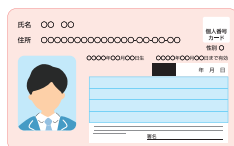
日本に住んでいる人は、マイナンバー（12桁の番号）があります。初めて日本に来て「転入届」を出した人には、個人番号が書かれた手紙（個人番号通知書）が届きます。

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）とは

マイナンバー（個人番号）が書かれた写真付きのICカードです。本人確認の身分証明書として使うことができます。他にも、役所で色々な手続きをするとき、マイナンバーを使います。

※マイナンバーの番号は、ずっと同じです。

※名前、住所、在留期間が変わったときは、区役所に行きます。



とあ
お問い合わせ

世田谷区マイナンバー制度コールセンター 電話：03-3570-5031

世田谷区 HP「マイナンバーカード（個人番号カード）の申請方法」



戸籍の届け出

◆ 出生届

子どもが生まれた日から14日以内に、戸籍係に「出生届」を出します。

◆ 死亡届

家族が死亡したときは、7日以内に戸籍係に「死亡届」を出します。

◆ 婚姻届・離婚届

婚姻届、離婚届を出すときは、戸籍係に出します。
外国人同士の場合は、大使館に相談してください。



とあ
お問い合わせ

各総合支所区民課戸籍係 世田谷総合支所 電話：03-5432-2825
北沢総合支所 電話：03-5478-8041

个人编号

在日本居住的人有个人编号（12位数字）。第一次来到日本并提交“迁入申报”的人会受到有个人编号的信件（个人编号通知书）。

◆ 什么是个人编号卡？

写有个人编号卡的带照片的IC卡。可以作为确认本人的身份证明使用。此外，在政府办理各种手续时，也会使用个人编号。

※ 个人编号是一直不变的。

※ 当姓名、地址、在留期间发生变化时，需要去区政府。

问讯处

世田谷区个人编号制度电话中心 电话：03-3570-5031

世田谷区官网“个人编号卡申请方法”



户籍申报

◆ 出生申报

在孩子出生后的14天内，向户籍系提交“出生申报”。

◆ 死亡申报

当家人去世时，在7天内向户籍系提交“死亡申报”。

◆ 婚姻申报、离婚申报

提交婚姻申报、离婚申报时，向户籍系提交。

如果夫妻都是外国人，请咨询大使馆。

问讯处

各综合支所区民课户籍系 世田谷综合支所 电话：03-5432-2825
北泽综合支所 电话：03-5478-8041



たまがわ そうごうししょ
玉川総合支所
きぬた そうごうししょ
砧総合支所
からすやま そうごうししょ
烏山総合支所

でんわ
電話：03-3702-1136
でんわ
電話：03-3482-1326
でんわ
電話：03-3326-8293

せたがやく こせき とど で
世田谷区 HP 「戸籍の届け出」



印鑑登録

区役所で、自分の 名前の ハンコを 登録する ことを「印鑑登録」といいます。登録した ハンコを「実印」といいます。実印は、家や 車を買うとき など、大切な 書類に 使います。印鑑登録は、総合支所の くみん窓口や、出張所で できます。

○ だれが できますか？

- ・世田谷区に 住んでいて、住民登録を している 人
- ・15 歳 以上の 人

○ 何を 持って いきますか？

- ・登録する 印鑑（ハンコ）
- ・本人が 確認 できるもの（在留カード・特別永住者証明書・運転免許証・マイナンバーカード など）

○ お金は かかりますか？

- ・100 円 かかります。

せたがやく いんかんとろうく
世田谷区 HP 「印鑑登録」



印鑑登録証明書

「印鑑登録証明書」を もらうには、「印鑑登録証（カード）」が 必要です。お金が かかります。「印鑑登録証（カード）」は、印鑑登録を したときに もらえます。

せたがやく いんかんとろうくしょうめいしよ こうふ
世田谷区 HP 「印鑑登録証明書の交付」



印章登記

在区政府登記自己姓名的印章称为“印章登记”。已登记的印章称为“实印”。实印在购买房屋或汽车等时签署重要文件时使用。

印章登记可以在综合支所的区民窗口或办事处进行。

○ 谁可以进行登记？

- ・在世田谷区居住并已进行居民登记的人
- ・15 岁以上的人

○ 需要带什么？

- ・要登记的印章
- ・能够确认本人身份的物品（在留卡、特别永住者证明书、驾驶执照、个人编号卡等）

○ 需要费用吗？

- ・需要 100 日元。

世田谷区官网 "印章登记"



印章登记证明书

要获得“印章登记证明书”，需要“印章登记证（卡）”。需要付钱。“印章登记证（卡）”在进行印章登记后获得。

世田谷区官网 "印章登记证明书的发行"



◆ 国民健康保険とは

日本に 3 か月より 長く 住む人は、全員 公的な 健康保険に 入ります。 会社の 健康保険に 入って いない人は、「国民健康保険」に 入ってください。

この 保険に 入ると、病気や けがを したとき、病院で 払うお金が 少く なります。 普段から お金（保険料）を 払います。

○ だれが 入りますか？

- ・日本に 3 か月より 長く 住む人
- ・日本に 住んでいて、住民登録を した人
- ・0 歳 から 74 歳までの 人

※ 75 歳以上の 人は 後期高齢者医療という 健康保険に 入ります。

○ 入るとき・やめるとき

入るとき・やめるときは、14 日以内に 区役所に 行きます。

お問い合わせ

7 4 歳以下の人：国保・年金課資格賦課 電話：03-5432-2331

7 5 歳以上の人：国保・年金課後期高齢者医療 電話：03-5432-2390

○ 保険の お金は どうやって 払いますか？

- ・口座振替

銀行口座から 自動で 払います。

区の ホームページから 申込みが できます。

世田谷区 HP「口座振替によるお支払い」



- ・窓口での 支払い

世田谷区から 手紙（納付書）が きます。次の 場所で 払います。

銀行、郵便局、世田谷区役所保険料収納課、総合支所くみん窓口、出張所、コンビニエンスストア

お問い合わせ

保険料収納課収納係 電話：03-5432-2339

◆ 什么是国民健康保险？

在日本居住超过三个月的人，所有人都必须加入公共健康保险。没有加入公司健康保险的人，请加入“国民健康保险”。

加入此保险后，生病或受伤时，在医院支付的费用会减少。平时需要缴费（保险费）。

○ 谁需要加入？

- ・在日本居住超过三个月的人
- ・在日本居住并进行了居民登记的人
- ・0 岁到 74 岁的人

※ 75 岁以上的人加入一种称作后期高龄者医疗的健康保险。

○ 加入和退出时

加入或退出时，请在 14 天内前往区役所办理。

问讯处

74 岁以下的人：国保・年金课资格赋课 电话：03-5432-2331

75 岁以上的人：国保・年金课后期高龄者医疗 电话：03-5432-2390

○ 保险费如何支付？

- ・银行转账

从银行账户自动支付。

可以从区的官方网站申请。

世田谷区官网“通过银行转账支付”



- ・在窗口支付

世田谷区会寄来信件（付款单）。在以下地点支付。

银行、邮局、世田谷区政府保险费收纳课、综合支所区民窗口、办事处、便利店

问讯处

保险费收纳课收纳系 电话：03-5432-2339

せ た が や く こくみんけんこうほけん て び えいご ちゅうごくご かんこくご
世田谷区 HP 「国民健康保険の手引き（英語・中国語・韓国語）」



せ た が や く こくみんけんこうほけん
世田谷区 HP 「国民健康保険とは」



せ た が や く てんにゅう がいこくじん かた こくみんけんこうほけん あんない
世田谷区 HP 「転入される外国人の方への国民健康保険のご案内について」



世田谷区官网「国民健康保険指南（英語、中文、韩语）」



世田谷区官网「什么是国民健康保险？」



世田谷区官网「面向迁入外国人的国民健康保险指南」



こくみんねんきん 国民年金

◆ 国民年金 とは

とし と とき びょうき けがで しょうがい のこ とき かぞく な とき せいかつ たす
年を取った時、病気やけがで障害が残った時、家族が亡くなった時に生活を助けるた
めにもらえる お金です。

にほん す がいこく ひと かいしゃ こうせいねんきん はい ひと さい さい
日本に住んでいる外国の人も、会社の厚生年金に入っていない人は、20歳から60歳
になるまでの間、国民年金に入って保険料を払います。

くやくしょ てつづ
区役所で手続きをします。

○ 保険料の払い方

ほけんりょう はら かた
・保険料は、毎月払います。

にほんねんきんきこう てがみ のうふしょ ぜんこう ゆうびんきょく こんびにえんすすとあ
・日本年金機構から手紙（納付書）がきます。銀行・郵便局・コンビニエンスストアな
どで払います。

がくせい ひと かね はら ひと めんじょ はら
・学生の人や、お金がなくて払えない人は、免除できる（払わなくてもよい）ことがあ
ります。相談してください。

○ 日本を出るとき

ほけんりょう げついじょう はら とき すこ かね もど にほん で ねん いな い もう
保険料を6か月以上払った時、少しお金が戻ります。日本を出てから2年以内に申
し込みます。

とあ お問い合わせ

ねんきんダイヤル だ い や る でんわ 電話：0570-05-1165（国内から）
でんわ 電話：+81-3-6700-1165（国外から）



国民年金

◆ 什么是国民年金？

在年老、因病或受伤残疾、家人去世时可以获得的生活补助金。

在日本居住的外国人，如果没有加入公司的厚生年金，在20岁到60岁的期间，需要加入国民年金并支付保险费。

在区政府办理手续。

○ 保险费的支付方式

- ・保险费每月支付。
- ・会收到来自日本年金机构的信件（付款单）。在银行、邮局、便利店等地方支付。
- ・学生或没有钱支付的人有时可以免除（不需要支付）。请咨询。

○ 离开日本时

如果支付了6个月以上的保险费，会退还一些钱。在离开日本后的2年内申请。

问讯处

年金热线：电话：0570-05-1165（日本国内拨打）

电话：+81-3-6700-1165（日本国外拨打）



お問い合わせ

こくほ ねんきんか でんわ

国保・年金課 電話：03-5432-2356

にほんねんきんきこう せたがや ねんきんじむしょ でんわ

日本年金機構世田谷年金事務所 電話：03-6844-3871

せたがやく こくみんねんきん
世田谷区 HP 「国民年金」



せたがやく こくがい てんにゆう かた こくみんねんきん てつづ
世田谷区 HP 「国外から転入された方の国民年金手続き」



问讯处

国保・年金課 电话：03-5432-2356

日本年金机构世田谷年金事務所 电话：03-6844-3871

世田谷区官网 "国民年金"



世田谷区官网 "从国外迁入的人员的国民年金手续"



住民税

じゅうみんぜい

◆ 住民税とは

せたがやく とうきょうと はら かね せたがやく はら
世田谷区と東京都に 払う お金 です。世田谷区に まとめて 払います。

がいこく ひと がつ がついたち す く はら ひつよう
外国の 人も、1月1日に 住んでいる 区に 払う 必要が あります。

○ 住民税を 申告 します

まいとし がつ にち まえ とし しゅうにゅう くやくしよ かぜいか し
毎年 3月 15日 までに、前の 年の 収入を 区役所 課税課に 知らせます。

ぜいむしよ かくていしんこく ひと くやくしよ し
税務署に 確定申告※を した人は 区役所にも 知らせた ことになり ます。

かいしゃ はたら ひと かいしゃ し
会社で 働く 人は 会社が 知らせます。

ねんきん ひと しはら ひと し
年金を もらっている 人は 支払った人が 知らせます。

かくていしんこく ねんかん かね しゅうにゅう はら かね ぜいきん くに し
※確定申告とは…1年間に もらった お金（収入）と、払った お金（税金）を 国に 知らせ
る ことです。知らせると、税金の 金額が 決まります。

○ 住民税の 払い方

1. 会社で 働いていない人

がつ せたがやく てがみ のうぜいとうちしよ せたがやく のうぜいか そうごう
6月 はじめに 世田谷区から 手紙（納税通知書）が きます。世田谷区の 納税課、総合
ししよ まどぐち しゅつちようじょ ぎんこう ゆうびんきょく こん びに えん す と あ はら せん
支所くみん窓口、出張所、銀行、郵便局、コンビニエンスストア など で 払います。 専
よう さ い と きゃっ し ゅ れ す けつさい
用サイトから キャッシュレス決済も できます。

2. 会社で 働いている人

かいしゃ きゅうりょう はら
会社が あなたの 給料から 払います。

かいしゃ はたら じぶん はら ぜいきん せたがやく てがみ のうぜいとう
会社で 働いて いても、自分で 払う 税金が あるときは、世田谷区から 手紙（納税通
ちしよ とど
知書）が 届きます。

居民税

◆ 什么是居民税？

是向世田谷区和东京都缴纳的钱。统一向世田谷区缴纳。

外国人也需要在 1月1日向居住的区缴纳。

○ 申报居民税

毎年 3月 15日之前，向区政府课税课报告前一年的收入。

在税务署进行了确定申报※，也就是通知了区政府。

在公司工作的人由公司通知。

领取年金的人由缴费人通知。

※ 确认申报指…向国家报告一年内获得的钱（收入）和缴纳的钱（税金）。通知后，税金
金额将由此确定。

○ 居民税的缴纳方式

1. 不在公司工作的人

6月初，世田谷区会寄来信件（纳税通知书）。可以在世田谷区的纳税课、综合支所区
民窗口、办事处、银行、邮局、便利店等地方支付。也可以通过专用网站进行无现金支付。

2. 在公司工作的人

公司会从您的工资中扣除。

即使在公司工作，如果有自己要缴纳的税金，世田谷区也会寄来信件（纳税通知书）。

3. 年金をもらっている人

年金を支払った人が年金から払います。

※収入によっては、1 から 3 のいくつかの方法で払う場合もあります。

○ 納税管理人について

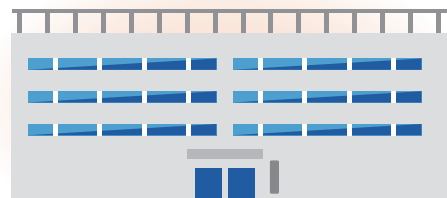
「納税管理人」は、税金を払わなければならない人の代わりに、税金の手続き（書類を受け取ること、税金を払うこと、還付金（お金をたくさん払いすぎたとき、あとから返ってくるお金）を受け取ることなど）をする人です。

日本国外に引っ越すなどの理由で、税金の手続きができなくなるときは、あらかじめ「納税管理人」を区に知らせる必要があります。（地方税法第 300 条）

世田谷区 HP 「納税管理人について」



世田谷区 HP 「税金」



3. 领取年金の人

支付年金の人将从年金中扣除。

※ 根据收入的不同，有时会通过 1 到 3 中的几种方式进行支付。

○ 关于纳税管理人

“纳税管理人”是代替必须缴纳税款的人办理税务手续（接收文件、缴纳税款、领取退款（多缴了的时候，之后退回的钱）等）的人。

因搬到日本国外等原因无法办理纳税手续时，必须提前向区政府申报“纳税管理人”。（地方税法第 300 条）

世田谷区官网 “关于纳税管理人”



世田谷区官网 “税金”

